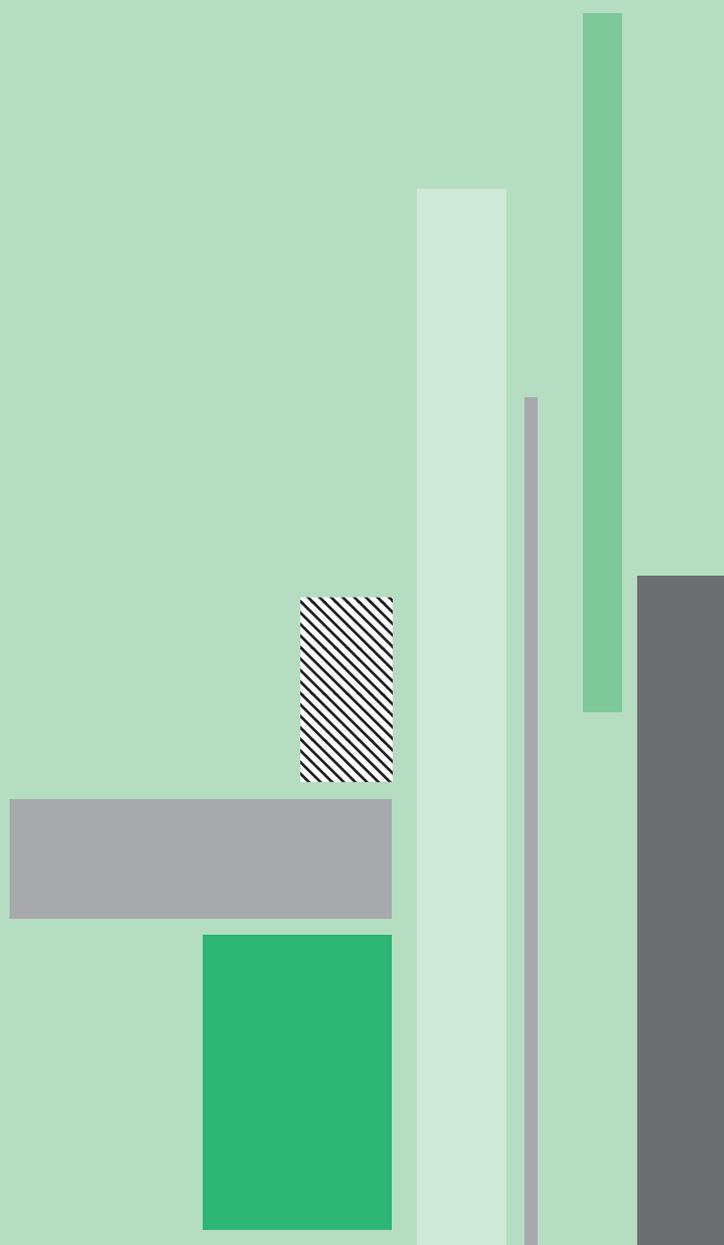


日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2014年6月定例会

■ 声明・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2014年6月定例会県議会（2014年6月23日～7月11日）

1、総務県民生活委員会における奥田智子県議の質疑（2014年7月7日）	2
2、福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑(急施議案)（2014年7月7日）	5
3、県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑（2014年7月7日）	9
4、自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑（2014年7月9日）	11
5、危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑（2014年7月9日）	13
6、人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における奥田智子の質疑（2014年7月9日）	15
7、議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2014年7月11日）	18
8、知事提出議案に対する反対討論（2014年7月11日）	19
9、議員提出の意見書・議案に対する反対討論（2014年7月11日）	20
10、議案及び請願に対する各会派の態度	21
11、日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）	23
12、県議会6月定例会をふりかえて（談話）（2014年7月11日）	

要望・申し入れ

・大雪被害からの早急な農業再建を図るための要望書（2014年7月23日）	27
--------------------------------------	----

2014年6月定例県議会

1 総務県民生活委員会における奥田智子県議の質疑

2014年7月7日

◆総務部関係の議案審査

Q. 奥田委員

- 1 第89号議案について伺う。条例第2条に「勤務成績その他の事情を考慮した上で」とあるが、この規定によって配偶者同行休業が承認されない場合とは、具体的にどのようなときか。
- 2 これまで県職員の配偶者が海外赴任したような例はあるのか。
- 3 今後、どのような取得事例が見込まれるのか。
- 4 第90号議案について伺う。地方法人税の創設はどのような目的なのか。
- 5 第96号議案ないし第99号議案について伺う。今回の補正の額は、4本の工事で合計約6億円の増額となるが、そのうち労務費が占める割合はどの程度か。

A. 人事課長

- 1 運用基準の中で、「配偶者同行休業開始日前2年間において、勤務成績が不良と判断されたことがないこと」を要件とすることを考えている。これは、配偶者の海外赴任終了後、県職員として5年間は公務を遂行してもらうことがこの条例の目的であることを考慮したものである。
- 2 過去に、県職員の配偶者である教員が、外国の学校に赴任した例がある。
- 3 今後、県職員の配偶者である教員が、外国の学校に赴任する例が考えられる。

A. 税務課長

- 4 今回の改正の目的は、地方法人課税の偏在是正のために行われるものである。

A. 営繕課長

- 5 労務と資材を分離して積算していないため正確な数値ではないが、6割から7割が労務費に充てられていると考えられる。

Q. 奥田委員

- 1 第96号議案ないし第99号議案について、この契約変更が、建設労働者への支払いに適切に反映されるよう、県の十分な配慮を要望する。(要望)
- 2 第90号議案について、今回の税制改正は、4月の消費税増税と関連したものではないのか。

A. 税務課長

- 2 今回の改正については、地方消費税の税率引上げにより地方交付税の交付団体と不交付団体とで税収に大きく差が生じることとなるため、地方法人課税で偏在を是正するために改正を行うものである。

◆討論

奥田委員

第90号議案に反対の立場で討論を行う。

本条例改正は、地方税の一部を国税として地方交付税の原資とし、税源の偏在による自治体間の財政力格差を水平調整しようとするものである。しかし、自治体間の税収格差の是正は、

地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきと考える。このような形での自治体間の税収格差の調整は、消費税増税と消費税を地方財政の主要財源に捉えていく狙いと一体のものであることから、反対するものである。

◆附帯決議に対する討論

奥田委員

本附帯決議には反対の立場で討論を行う。

本附帯決議の趣旨は、県とさいたま市の共通課題克服のための適切連携を訴えているが、共通課題の具体的内容は書かれていなく、このことを第100号議案の附帯決議とすべき理由と解釈するには無理があり、県民への説明責任が果たせないものとする。よって、本附帯決議には賛成しかねるものである。

◆議請第6号に関する請願の審査

議請第6号について、採択を求める意見を述べる。

本請願の趣旨は2つである。一つは、所得制限をやめて、高校無償化を復活することであり、もう一つが、高校生・大学生に対する給付制奨学金制度の創設である。

高校無償化については、一昨年、政府は、国際人権規約第13条の「中等・高等教育の無償教育の漸進的導入」条項の留保を34年ぶりに撤回した。締約国160か国中の最後から2番目だったとはいえ、それは画期的なことであり、本格的な無償化に向けた貴重な一歩であった。今や、大学までの無償化が世界の流れで、高校授業料の無償化は更なる発展こそ求められている。つまり、この4月から、高校授業料の無償化に所得制限を導入したことは、留保を撤回した国際公約に反することにも当たり、1日も早く、完全無償化を復活すべきであるとする。

また、高校生・大学生に対する給付制奨学金

制度の創設であるが、学費の高騰と家計収入の減少等により、奨学金を利用する人が増えている一方で、不安定雇用や格差の拡大によって、卒業しても奨学金を返還できない人が増えており、社会問題にもなっている。だからこそ、給付制奨学金制度の創設は急務である。

日本国憲法第26条は、全ての国民に「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を保障しており、教育基本法第4条は、「経済的理由によって就学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

こうした法の精神にのっとり、国が、教育予算を増やすことで、本請願にある2つの項目は実現するものとする。よって本請願は採択されるべきものとする。

◆議請第9号及び第10号に関する請願の審査

奥田委員

採択をすべきとの立場から発言をする。

議請第10号の件名は、「日本国憲法の精神を尊重し、閣議決定で集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を行わないよう国に求める意見書をあげてください」となっているが、集団的自衛権の行使容認については、多くの反対世論を押し切って、去る7月1日、安倍自公政権が閣議決定を強行したところである。しかし、両請願の願意は、集団的自衛権の行使容認を行わないよう求めるものである。

今回の閣議決定は、請願文にもあるように、日本が戦争をする国に変貌する、重大な問題であり、到底容認できるものではない。だからこそ、6月28日現在、長野県議会、岐阜県議会をはじめ、192の地方自治体で、集団的自衛権に反対、若しくは慎重な対応を求める意見書が可決されているのである。

今回の閣議決定は、憲法9条の下では、海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開

くものとなっており、日本共産党は、憲法9条を破壊する、この歴史的暴挙に強く抗議するものである。一内閣が憲法改定に等しい大転換を、密室協議の上、閣議決定を強行するなど、立憲主義を根底から否定するものであり、あってはならないものである。

そもそも政府は、政府による憲法の解釈、集団的自衛権と憲法との関係について、2004年6月の閣議決定で、「憲法について見解が対立する問題があれば、便宜的な解釈の変更によるのではなく、正面から憲法改正の議論をすることにより、解決を図ろうとするのが筋である」と、こうした立場を明らかにしていた。

つまり、今回の閣議決定は、論理的な追求とは無縁のものであり、政府が過去の閣議決定で自ら厳しく戒めていた便宜的、意図的な解釈変更そのものではないか。

私事だが、私の一人息子は、今年小学校に入学した。この集団的自衛権の行使容認で、将来的には徴兵制の導入とも言われているが、私は我が子を兵隊にするために産んだわけでも、育てているわけでもない。この思いはどの親にも共通するものではないか。そして、この思いは、誰であっても、否定できるものではないと思う。

日本が戦後69年になる今日まで、日本人が戦争によって他国の人を殺したり、殺されたりすることがなかったのは、憲法9条があったからこそである。それなのに、憲法の解釈を変えて、日本を戦争する国にする必要がどこにあるのか。

子や孫に、平和な日本を引き継いでいくためにも、どうか委員各位の賛同で、これらの請願を採択していただき、埼玉県議会として、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を国に提出できるようお願いをしたい。

◆県民生活部関係の当面する行政課題の報告に対する質疑

Q. 奥田委員

- 1 平和資料館の平成26年度の利用者について、5万人を目指すことは良いことだが、今年の4月から6月の実績はどうだったのか。
- 2 埼玉県の平和資料館は、何を伝えたいのかというコンセプトが分かりにくいところがある。民間の施設と比較してしまうことになるが、京都の立命館大学の国際平和ミュージアムなどは、強いメッセージ性を持っている。埼玉県として、何を伝えたいのかについて、検討する委員会のようなものはあるのか。

A. 広聴広報課長

- 1 4月から6月までの3か月間で、約9,400人が来館をした。1年間を通して開館していた平成24年度と比べると15%増という状況である。ただ、5万人は高い目標なので、今後一層努力していきたい。
- 2 平和資料館の基本的な考え方であるが、戦争を知らない世代の方、特に埼玉の明日を担う児童・生徒を重視した分かりやすい展示を行っていきたい。また、昨年からアドバイザーボードを設置して、学識経験者の方や教育関係者の方から意見を聞いており、それらを参考としながら今後も運営に努めていきたい。

2 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年7月7日

◆議案関係（福祉部）

Q. 柳下委員

- 1 この改正によって、どれ位の父子家庭が対象になるのか。
- 2 本県の母子、父子家庭の実態はどうなっているのか。
- 3 父子家庭であるためにこれまで母子福祉センターを利用できなかった家庭に対して、どのように対応してきたのか。今後はどうするのか。

A. 少子政策課長

- 1 県内の母子家庭等の状況は、平成22年の国勢調査によると母子家庭が51,752世帯、父子家庭が11,103世帯となっている。改正により「母子・父子福祉センター」に改称されるが、実際は、平成22年8月から、厚生労働省の通知により、父子家庭に対しても母子福祉センターの利用を認めてきたところである。
- 2 平成22年の国勢調査では、母子家庭の年間就労収入が181万円、父子家庭が360万円となっている。
父子家庭は母子家庭に比べ収入が高いが、子を持つ一般世帯に比べると約6割程度である。また、これまでは家事等の悩みが多かったところだが、昨今の雇用状況等を踏まえ仕事や経済的問題に関する悩みを抱えている父子家庭も多い。
- 3 厚生労働省からの通知を踏まえて父子家庭も利用対象としてきたが、残念ながら平成25年度の利用件数は1件だった。

今後は、「母子・父子福祉センター」に改称するとともに、10月から福祉事務所において父子家庭への資金貸付が始まる。これらに伴って、同センターでの相談も増加すると見込

んでいる。さらに、児童扶養手当を受給中の父子家庭に対してリーフレットを配布するなどにより、一層の広報・周知も進めていきたい。

今後も引き続き、父子家庭への支援も母子家庭への支援に合わせて進めていきたい。

◆請願関係（福祉部）

Q. 柳下委員

本請願について採択を主張する。県は、平成24年度から介護福祉士養成施設入学者への学費の貸付制度を実施していない。その理由は、国が財源負担を10分の10から2分の1に後退させたからである。しかし、そうした理由で実施しないのは問題である。民間の養成機関は大変な状況にあり、この制度を復活すべきである。

なお、本請願の紹介者に質問を行いたいのがか。

A. 委員長

請願の審査は、意思表示を持って委員間の議論とさせていただく。

Q. 柳下委員

執行部への参考意見を求めることについてはいかがか。

A. 委員長

本請願については、不要と考え、執行部への参考意見の聴取は行わないものとする。

◆行政課題報告（福祉部）

Q. 柳下委員

- 1 嵐山郷のショートステイについて、知り合いから相談を受けている。その方の23歳の孫

が知的障害で、嵐山郷などでショートステイを受けているが、利用希望者が多く、なかなか利用できない状況にある。

待機者が多い現状の中で、ショートステイの定員を増やすことに、嵐山郷は今後どういう対応をしていくつもりなのか。

- 2 千葉県障害者施設で職員の利用者に対する暴行事件があったが、嵐山郷における利用者に対する権利擁護の取組はどのようなものか。
- 3 嵐山郷の施設職員が利用者から思わぬ暴力等を受けることもあり得る。嵐山郷内では、医療とどう連携を図っているのか。
- 4 非正規職員の正規職員化や処遇改善にどう取り組んでいるのか。

A. 社会福祉課長

- 1 嵐山郷ではショートステイ利用者の積極的な受入れを図るため、今年度、重度利用者の施設を改築し、3寮について、各2名づつ、計6名の定員を増やす予定である。
- 2 職員に対する研修や職員自身が実施するセルフチェックを通じて、職員の意識を向上させ、利用者の処遇改善を図っている。
- 3 嵐山郷には重度障害児が入所する医療型障害児入所施設があり、常勤医師を配置している。この医師が嵐山郷の入所者全体の状況を管理・把握するとともに、職員に対して必要な指導等を行っている。
- 4 現在、正規職員と非正規職員の比率は、おおむね6対4であるが、能力の高い非正規職員の正規職員への登用を進めている。平成26年度当初は、25名の非正規職員を正規職員として登用した。

Q. 柳下委員

障害者施設に入所希望の待機者数の現状はどうか。待機者が多くなかなか入所できないと聞

いており、入所施設を拡充すべきと考えるがどうか。

A. 障害者支援課長

障害者施設に入所を希望する者は平成26年5月1日現在で、1,382人おり、そのうち強度行動障害や重複障害等で真に入所が必要な者は知的障害者で571人、身体障害者で174人の合計745人である。国では入所施設の定員を削減するように求めているが、県ではこの現状を踏まえ、必要な定員数を確保するため、入所施設定員の削減目標を定めていない。引き続き、真に必要な入所定員数は確保するよう努めていく。

Q. 柳下委員

埼玉県の実情を国に伝えながら、引き続きがんばってもらいたい。

入所待機者はどのくらい待てば施設に入れるのか。

A. 障害者支援課長

県では入所調整会議を行い、障害が重く支援が必要な人から入所してもらえよう調整を行っているところである。具体的に何か月待てば入所できるということは言えない。

Q. 柳下委員

重度障害者のショートステイについて、一刻も早く利用できるようにしてほしいが、どのくらい待てばいいのか。見通しを示してほしい。

A. 社会福祉課長

重度障害者のショートステイについては、積極的に受け入れているが定員による制約もある。今後も利用者のニーズに応えられるよう指導をしていきたい。

◆行政課題報告（保健医療部・病院局）

Q. 柳下委員

- 1 現在地の機能の内容について患者・家族に意見を聞いた。患者・家族の中には「私の子供は171人に入らないので現在地では診てもらえない」と言っている人もいる。資料4では、1次調査は延べ9,393人、2次は285人と記載されているが、なぜ171人に絞ったのか。
- 2 資料5を見て驚いた。現在の小児医療センターを建設する際、地元の協力があつた。どうして売却の話が出てくるのか、納得できない。
- 3 資料5に在宅で安心して医療的ケアを受けられる体制の拡充として、デイケアやレスパイト、訪問看護を挙げているが見通しと計画についてどのように考えているのか。
- 4 清水建設のホームページに汚染土壌の浄化について載っていた。この方法を用いると土壌を搬出しなくても土壌処理ができる。日赤と小児合わせると43,500㎡、7万トンの汚染土壌があるが、安く処理できるこのような方法について検討したのか。
- 5 7月26日に患者説明会があるが、地元にも協力をいただいているので地元説明会の開催時期についても早く明確にする必要があると思うがどうか。

A. 小児医療センター建設課政策幹

- 1 現在地の機能の対象となる患者を、171人に絞ったが、これについては、患者の容体を熟知している主治医を中心とした委員会を立ち上げ検討を進めてきた。その結果、通院の負担軽減の観点から資料4の①～③について配慮の上171人を抽出した。1次調査の患者のうち通院困難になると回答があつた全ての患者を病院側で調査の必要があると認める患者を対象としているので調査は万全と考えている。
- 2 売却・貸付けありきではない。医療法人や

社会福祉法人への売却 や貸付けなどを含め、幅広い視点で検討を進めている。

- 3 デイケア、レスパイト等については、民間と情報交換を行い早期に検討を進めていきたい。
- 5 地元説明会については適切な時期に行いたい。

A. 小児医療センター建設課政策幹

- 4 清水建設に問い合わせをした。土壌浄化装置は、トンネルや大規模工事などを対象とし、巨大なプラントが必要となり、プラントの置き場所を考えると都市部の病院建設には適さない。

Q. 柳下委員

- 1 現在地の機能について、患者家族は、重症児などに限られるので「自分の子供は該当しない」と不安に思っている。県立小児医療センターは患者の命の責任を負うべきである。現在地の跡地活用を検討するに当たり民間の話がなぜ出てくるのか分からない。
- 2 患者説明会を7月26日に行うなら、地元説明会も近い日に行うなどの配慮がほしい。

A. 病院事業管理者

- 1 アンケートを取って、どうしても新病院に通うのに命に関わる問題がある患者を現在地で対応するのが基本である。新病院には全ての専門医が移動して高度医療を行う。高度医療を現在地に残すことはない。171人の中にはリハビリだけの患者も含まれている。週に何回か通ってくる人も必ず申し出ているはずなので、来られない患者が漏れているとは思わない。

A. 小児医療センター建設課政策幹

- 2 地元説明会については速やかに実施する。

Q. 柳下委員

- 1 脱水症状などで小児医療センターに何度も通院している患者について、現在地に残された機能に受診したい人はどうするのか。現在地は171人に限るのか。新病院のNICUから出て現在地に受診したい人もいる。民間委託、売却がなぜ検討されているのか。
- 2 資料5に「在宅支援機能拡充のための跡地活用を検討（売却・貸付を含む）」とあるが、小児医療センターの跡地活用なのだから、売却は、認められない。現在地に小児医療センターを残してほしいというのが患者家族の要望である。

A. 病院事業管理者

- 1 脱水症状は基本的には専門医療になる。専門医療について新病院に来てもらうのが基本的な考え方である。

A. 保健医療部長

- 2 今回の説明は、小児医療センターだけでなく、県全体で、NICUを退院した患者が在宅療養するには支援が必要であるというものである。跡地活用を民間に押し付けるということでは決してなく、県、さいたま市、民間を含め、様々な活用方法を広く検討していきたい。

Q. 柳下委員

県は、福祉部と連携して跡地利用を検討すべきである。民間に任せるのではなく、まずは県が提供すべきだ。

A. 保健医療部長

重症児は、できるだけ親元で療養することが基本と考えているが、資料5にあるとおり、県内の医療等サービスが不足していることが問題なのである。こういうサービスを県が提供する

ことも検討するが、民間でも医療等のサービスを提供していることを踏まえれば、民間事業者のサービスも含めて広く検討したいと考えている。

3 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年7月7日

◆議案関係

Q. 村岡委員

第88号議案について伺う。

- 1 今回の工法・構造変更等については、調査委員会等を設置して検討した結果なのか。
- 2 国土交通省から被害原因の報告を求められているはずだが、報告したのか。
- 3 本当に62cmの積雪で膜が破損したのか。実際に何cm積もった箇所から破損したのか。
- 4 はりを追加設置することだが、その重量はどのくらいか。また、重量を積雪量に換算すると何cmになるか。
- 5 膜を細分化することだが、一枚の大きさはどのくらいか。また、つなぎ合わせる工法はどのような工法か。
- 6 補正額17億円は、2月補正で説明のあった工事内訳のどの部分がどのくらい増えたのか。

A. 公園スタジアム課長

- 1 富士見市の体育館は、屋根全体が鉄骨トラス構造もろとも崩壊したことから調査委員会を立ち上げて検討したと聞いている。一方、くまがやドームは主要フレームの損傷がなかったことから、膜の張り方が検討の中心となったこと、また、地元から早期の利用再開の声が強いことから、調査委員会は設置せず部内において決定した。
- 2 まだ、報告していない。
- 6 構造強化に13億円、といが4億円である。

A. 営繕課副課長

- 3 一律に62cm積もったわけではない。部分的にはそれ以上の積雪があったものと想定される。
- 4 総重量は約120tとなり、積雪量に換算する

と約4.35cmとなる。

- 5 膜1枚の大きさは、10m×20mから10m×50mになる。

工法は、膜の端部を受け部材にボルトで接合する。その上に同様の膜材を溶着する。

Q. 村岡委員

- 1 膜材は溶着することだが、強度に問題はないのか。
- 2 補正額内訳のうち、4億円については、2月補正と同様の内容ではないのか。

A. 営繕課副課長

- 1 溶着する膜材は雨漏り対策として張りつけるものであり、強度には影響しないため、問題ない。

A. 公園スタジアム課長

- 2 雪に埋もれていた部分など、確認できなかった箇所について、新たに計上したものである。

Q. 村岡委員

- 1 新たなはりで120t、積雪量換算で4.35cm増えることだが、設計積雪量62cmに含まれるのか。また、安全率は設定しているのか。
- 2 今回の形状変更は、誰の責任において決定したのか。また、安全性に問題はないのか。

A. 営繕課副課長

- 1 新たなはりの重量は積雪荷重に含まれていない。雪のみの重量で積雪量62cmに耐える設計となっている。また滑雪しやすい形状とするため、更なる積雪にも耐えることができると考えている。

A. 公園スタジアム課長

- 2 設計者、施工者、東京大学の川口教授などの意見を、都市整備部が取りまとめて決定したものである。構造上の安全性も問題ない。

◆都市整備部及び下水道局

Q. 村岡委員

- 1 県営公園駐車場の有料と無料の区別と考え方はあるのか。
- 2 こども動物自然公園のバリアフリー化により正面脇にスロープが設置されているが、ベビーカーを持って階段の昇降をしている家族連れの利用者を見かける。工夫が必要ではないか。
- 3 こども動物自然公園の「彩ポップ」に関して、案内図を見ても、乗り場が分かりにくいと感じており、また、そのような声も聞く。改善が必要ではないか。
- 4 県営住宅について、入居者が高齢化する中で、自治会活動の活性化のため、具体的にどのような取組を行っているのか。
- 5 水循環センター等の包括的民間委託について、消費増税の影響はどのようなものか。
- 6 水循環センターの若手職員の技術習得はどのように行っているのか。

A. 公園スタジアム課長

- 1 通年有料としているのは、こども動物自然公園、みさと公園、和光樹林公園、所沢航空記念公園の4公園である。その他、プール公園では、夏場のプール営業時期に駐車場を有料としている。また、埼玉スタジアム2002公園では、プロの試合時等に一括して正面駐車場を貸し出す際には有料としている。有料とする考え方については、東京都の公園と隣接する公園において、料金体系を都の公園と合わせている。
- 2 こども動物自然公園の正面階段については、

現地の状況をよく調査したい。

- 3 こども動物自然公園の「彩ポップ」について、バス停留所のように看板を立てているが、今度、できるだけ分かりやすくするよう努めたい。

A. 住宅課長

- 4 コミュニティ活動を活性化するため、住宅供給公社では、カラオケ機材の購入費等を助成するなど、多くの高齢者が参加しやすいようにしている。また、防火防災訓練の費用も助成している。

A. 下水道管理課長

- 5 4月以降の契約については、消費税8%が委託料に含まれる。
- 6 若手職員の技術習得については、通常業務において技術習得を図るとともに、下水道局で作成している人材開発計画により研修を実施している。また、下水道公社に若手職員を派遣し、実地で学ばせている。

Q. 村岡委員

みさと公園と和光樹林公園では隣接する東京都の料金に合わせているとのことだが、駐車料金が2時間で400円となっている。所沢航空記念公園では2時間まで無料となっており、高いとの声を聞く。東京都と対応を合わせることはできないか。

A. 公園スタジアム課長

東京都の担当者と会う機会に確認したい。

4 自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年7月9日

Q. 柳下委員

- 1 県では埼玉県アライグマ防除実施計画を策定、実施しているが、全県に被害が広がっていると聞いている。電気柵を使用して被害防止の効果は上がっているのか。全国的に見て新しい捕獲の方法はないのか。農作物の被害が平成19年度に比べ平成21年度は増えているが直近の状況はどうなっているか。
- 2 身近な緑の創出について、駅前、バスを待っている人等、人が集まる場所として、それらの人々に安らぎを与えるためにも、緑化を進めることが大事である。市町村と協力して、駅前に身近な緑を増やす方策はとっているか。
- 3 狭山丘陵については、トトロの森として世界的にも有名だが、狭山丘陵いきものふれあいの里やさいたま緑の森博物館の現状と今後の運営方針はどうなっているか。
- 4 一般廃棄物の1人1日当たりの排出量は減少しているが、再生利用率は近年横ばいとなっている。どのような原因が考えられるのか。また今後どのような方針で向上させるのか。
- 5 廃棄物の不法投棄対策としては、未然防止が大事である。所沢の柳瀬中学校前の廃棄物の山については、2月の委員会でも質問し、県でも重点的に指導を行っているとのことだが、なかなか片付かない。今後の見込みはどうなっているか。
- 6 秩父の田嶋産業の土砂の山については、刑事告発後も撤去をさせていると聞いているが、どれくらいの土砂が減っているか。また、刑事告発は不起訴になって地元はがっかりしているが、不起訴後の指導の成果や、今後の指導方針について聞きたい。

A. みどり自然課長

- 1 生息数、生息状況がよく分かっていないので、現状ではできるだけ多く捕獲することに力を入れている。市町村が防除を行っているが、わなが足りないのが問題となっており、今後どう対応するか検討している。また、捕獲方法については研究機関などと協力し、個体分析をすることで、どのような餌で捕獲すれば効果的かなどを検討し、市町村に伝え、捕獲効率を上げていきたい。
- 2 現在、駅前の屋上や壁面緑化などを行う民間事業者や市町村を対象に、限度額1,000万円の補助事業を実施している。
県民が多く集まる駅周辺の施設を緑化することは効果があると考えており、今度とも民間施設や公共施設の緑化を進めていく。
- 3 狭山丘陵いきものふれあいの里は、指定管理を公益財団法人トトロのふるさと基金が行っており、トトロの森を強く打ち出した運営を行っている。緑の森博物館を含めて、狭山丘陵を訪れる方は、トトロの森というイメージを持っている。平成25年度の来場者数は、いきものふれあいの里が27,000人、緑の森博物館が35,000人で年々増加している。今後もトトロの森のイメージを最大限活用した運営をしていく。

A. 農業支援課長

- 1 電気柵はアライグマの侵入防止対策として農林総合研究センターが開発した。すでに全国的に普及していることから、十分に効果があると考えられる。これまでは1m位の高さに柵を設置していたが、鼻の高さである40cm程度の高さで十分効果があることがわかり、改良型の「楽々くん」として普及している。

農作物被害の状況は、平成22年度が1,459万円、平成23年度が2,560万円、平成24年度が2,949万円、平成25年度は速報値で2,381万円と推移しており、被害に遭った作物の種類により被害額に変動はあるが、アライグマの増加に伴い、被害も増加傾向で、全国的にも同じ傾向である。

A. 資源循環推進課長

4 紙のリサイクル量が減少していることが主な要因である。平成18年度は約35万tだったが、平成24年度は約26万tに減少した。一方で古紙の輸出量が増加しており、紙のリサイクルが後退しているのではなく、民間の古紙回収や、いわゆる古紙の持ち去りが増えているためと考えられる。

今後は市町村と連携し集団回収、行政回収に取り組むとともに、持ち去り防止対策にも取り組んでいく。

A. 産業廃棄物指導課長

5 2月以降、文書勧告を行い、4月からは立入回数を増やし、月2回立入を実施している。また、6月には、トラック4台分の搬出を行わせている。今後も捨て得は許さないという方針の元で厳しく対処していく。

6 刑事告発以降、約10,000m³搬出している。不起訴については、あくまで刑事罰のことであり、今後も土砂条例に基づく措置命令の遵守をするよう指導を継続していく。最近では搬出のペースが落ちているので、搬出が止まらないように厳しく指導していく。

Q. 柳下委員

1 サルによる農業被害対策として生產品目をとうもろこしからカボスに替えて効果を上げた例がある。地域と連携して作物を切り替える方策もあるのではと考えるがどうか。

2 田嶋産業については、ペースを上げてやっているとのことであるが、やり得は許されるべきではないので、地元環境管理事務所と力を合わせて、しっかり指導してほしい。(要望)

A. 農業支援課長

1 栽培品目を急に切り替えるのは難しいので、まずは防止柵で対応しているところである。それでも被害が増加する場合には栽培品目の切り替えも視野に入れて検討していきたい。

5 危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年7月9日

Q. 村岡委員

- 1 防災ヘリコプターは3機体制で昼2機、夜1機の出動体制とあるが、本年2月の大雪時は機体の故障があり1機体制であった。この教訓を今後どのように生かしていくのか。
- 2 県民への情報伝達についてだが、携帯電話を持っていなかったり、防災行政無線が聞こえづらかったりすることも考えられる。情報の受け手側への配慮はどうしているのか。
- 3 南部地域振興センターは建物も古く、狭いが、災害対策本部の支部として位置付けるのはどうか。
- 4 災害対応には人材のスペシャリスト養成が必要だが、どのように考えているのか。
- 5 県南部の工業団地は住宅と工場が混在した状況となっており、工業団地内にどんな薬品やガスなど危険なものがあるか分からない。県としてはどう把握して、事故発生時等はどう対応するのか。

A. 消防防災課長

- 1 本年2月5日、防災ヘリ「あらかわ3」が飛行中に、エンジンカバーのラッチが外れてカバーが開きプロペラと接触し、損傷する事故が発生した。再発防止対策として、複数の整備士により飛行前点検を実施すること、点検マニュアルを見直してラッチの締結力の点検を追加したこと、エンジンカバーに補強用のラッチを増設することの3点を実施した。今後、こうした故障を起こさないようしっかり対応していく。
- 2 災害オペレーション支援システムでは、公共情報コモンズへの接続を予定しており、接続すると瞬時にテレビに情報が表示されることとなっており、接続に向けた対応をしてい

く。また、既にテレビ埼玉のデータ放送では情報確認ができる状態となっている。

- 5 危険物については、一定量以上を保管する場合には、消防に届出が必要であり、消防本部は全て把握している。危険物による事故や火災が発生した場合には、原因物質に見合った方法、例えば化学車などで消火するなどの対処を行う。

A. 危機管理課長

- 3 南部地域振興センターは、川口市、戸田市、蕨市の3市を担当し、防災を所管している。
- 4 職員にはブラインド型の研修や1歩、2歩先を考えた訓練を行うなど、職員の育成に努めるとともに、過去に在籍した職員を再配置するなどの人事異動方針により、スペシャリストの養成に努めている。

A. 化学保安課長

- 5 高圧ガス、火薬類については当課で、工場から排出される水質や大気については環境部で、関係法令に基づく届出を通じて情報を把握している。東日本大震災の際には、高圧ガスの大きな事故はなかったが、有害物質の河川への流失事故に対しては、環境部で迅速に対応した。災害時には全庁で対応する態勢となっている。

Q. 村岡委員

- 1 本年2月の大雪の時、大雪に関する情報が県ホームページのトップページに掲載されておらず分かりにくかった。すぐに見られるよう改善すべきと考えるがいかか。
- 2 所管に捉われず適切な施設を支部とすべきと考えるが、南部地域振興センターは支部と

して対応することは可能か。

A. 消防防災課長

- 1 県民生活部が中心となり、現在、県ホームページの見直しを進めている。災害情報をトップページから閲覧できるよう調整していく。また、報道発表の充実にも努めていく。

A. 危機管理課長

- 2 建物は古いが耐震基準を満たしている。支部訓練も実施しており、万が一、南部地域振興センターが使用できない場合、近隣のさいたま支部に移転するなど対応することを検討していく。

◆意見・提言

村岡委員

市町村及び関係機関団体、民間事業者との連携の強化、正確な情報の収集と提供、防災スペシャリストの増員を図るなど災害時対応能力を高めるため更に万全を期すこと。

6 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における奥田智子県議の質疑

2014年7月9日

Q. 奥田委員

- 1 これまでの国、市、県の学力調査の実施にはいろいろな問題点があり、あまり良くないと思っている立場から質問したい。県として結果の取扱いについての配慮事項はどのようなことがあるのか。また、結果公表をどのように行うのか。
- 2 実施に当たり、教育予算として別のことに使ってほしいという要望はあるのか。
- 3 県立高校について、先生を評価していくことだと理解しているが、現場の先生方の仕事が更に増えるのではないかと思った。そのあたりはどうか。
- 4 「確かな学力の育成」について、生徒がどこでつまずいているのかなど、生徒一人一人の状況を把握するのは大変良いことだと思う。しかし、かなり早い段階でつまずいている生徒もいる。小学校にあがったばかりでもつまずいているという話も聞いている。そういう状況を改善するためには、どの子も学校が楽しいと思える学校づくりが必要ではないかと思う。その辺はどのように考えているか。
この取組を否定するわけではないが、小学校の段階から、早い段階からできることがあるのではないかと思うが、いかがか。
- 5 資料2について、新しい学校では高等部ができるということだが、高等部の普通科200人、職業学科180人を定員としているが、希望すれば全ての子供が入学できるのか。
- 6 現在、県内に高等部単体の特別支援学校はいくつあるのか。
- 7 特別支援学校の今後の整備の見通しはどうなっているのか。
先日、川口特別支援学校の運動会に行ったが、狭い中で小学部、中学部、高等部が一体

となっている。保護者は高等部を分けてもらいたいと要望しているというが、今後の展望はどうか。

A. 義務教育指導課長

- 1 細かい配慮事項は記述していないが、調査は学力の一側面であるということ、また、過度な競争や序列化については配慮する。
調査結果の公表は、現在のところ、ホームページで県全体と市町村ごとの結果を公表していきたいと考えている。
- 2 学力調査の担当課としての範囲の把握であるが、学力調査にかかるお金を別のことに使ってほしいという要望は来ていない。
- 4 つまずきの把握については、一般的に小学3年生くらいからつまずきが生じることが多いと認識しており、小学4年生の4月の調査は小学3年生の学習内容になるので、つまずきやすいところがどこなのか把握できるようにしていきたいと考えている。また、子供たちが学校を楽しいと思える学校づくりが必要であり、低学年の担任をする先生方に子供たちへの基礎的な指導内容をまとめた資料を作成し配布している。

A. 高校教育指導課長

- 3 現在、多くの学校で行っている授業評価や生活状況調査については、自分たちの手で集計している状況がある。
今回開発するソフトウェアは、そうしたものをクロス集計したものが、マークシートをカードリーダーに読み込ませることで瞬時に総合的な分析結果が出てくるものなので、むしろ教員の仕事量の削減につながるものと考えている。

4 私も定時制課程の学校の校長をしていた。不登校経験者が多く、学習の部分が抜けているので、「学習サポーター」などを入れて、個別にみることで劇的に力が付いてくる生徒がいる。また、小学校段階から、少し早めに登校させてプリント学習などをすることで、学力がどんどん伸びていくということを目の当たりにしている。生徒にとって勉強が分かるということが楽しい学校の第一歩だと思っているので、基礎学力のしっかりした定着に向けて、取り組んでいきたい。

A. 特別支援教育課長

5 新しい学校については、普通科は入学選考を行うが、全員入学ができるように準備を進めている。

6 現在、さいたま桜、羽生ふじ高等学園の2校と分校3校の計5校ある。

7 今後の見通しについては、知的障害の学校を中心に高等部の生徒が増えていることもあり、これまで小中高の各学部がそろった学校を作ってきたが、今後は高等部の教育内容の充実を図る必要があると考えている。このため、入間新校の方式で整備する方が良いと考えている。

川口特別支援学校の過密状況については認識している。南部地区については場所を含め、今後しっかりと検討したい。

Q. 奥田委員

1 県の施策で、小学1、2年生、中学1年生までは少人数の35人以下学級で行っているが、それを広げていくことが必要なのではないか。それにより、つまずく子を減らせるのではないか。

2 高校の先生が評価をするということについて、先生方の仕事量、プレッシャーも含めて仕事量が増えていくのではないかと懸念

がある。病気になる先生も多い。そういった中でこれはどうなのか。先生方の仕事に反映するのではないかとということで質問した。もう一度お答えいただきたい。

3 南部地区の新校についてはのんびりしている時間はない。川口特別支援学校のPTA会長は10年も要望してきたと言っている。来年中にもめどが立てばと思っているはずである。医療技術が進歩して200gの子供も生まれてくる時代である。成長するのに伴って受け入れられるところがない、環境が良くないというのでは、大人としての責任が果たせないのではないか。

4 職業学科には、希望すれば全員が入学できるのか聞きたい。

A. 義務教育指導課長

1 委員お話しのように、つまずきについては児童生徒個々で違うと考えている。市町村教育委員会と接するあらゆる機会を通じて、子供たちがつまずいたところをその都度、しっかりと指導するように伝えている。これまでの調査結果で芳しくない市町村に対しては、教員を加配している。

A. 小中学校人事課長

1 つまずきには少人数指導等が必要なのではないかと部分については、県教育委員会としても、様々な課題に対応していかなければならないと思っている。特に人数が多くて混乱してしまったとか、学力向上のための指導がうまくいかないといった場合のために、少人数指導の先生を加配を行っている。また、混乱をした場合には、非常勤の先生を充てるなど、それぞれのケースに応じた対応をしている。

A. 高校教育指導課長

2 私も高校の教員であったが、授業をやっている、「今日は良い授業だった」と言えるのは本当に少なく、年間で何回もないものだと思う。教員は、常に、どうしたら生徒にとって良い授業をできるかということで、教材研究をしているし、資料を集めたり、工夫したりしながら授業を行っている。

生徒に良い授業をやるということについて、教員が授業に評価を取り入れることで仕事量が増えるというものではないと思っている。生徒に「先生、今日は良い授業だった」と言われる授業をいかにつくるかということが仕事なので、県民、保護者、生徒の期待に応える授業づくりに一生懸命取り組んでいきたいと考えている。

100%就労できる規模として考えている。職業学科に落ちた子供は、特別支援学校普通科での受入れは十分可能である。行き場所がなくなるといったことがないように対応していく。

A. 特別支援教育課長

3 のんびりしているつもりはないが、県として、地元のニーズを含めてどんな手立てをしていったらよいか、しっかりと精査していく。ただ、障害がある子供は全て特別支援学校に行くということではなく、県と市町村の役割を踏まえて、バランス良く、しっかりしたスキームで整理していく。

4 職業学科については、さいたま桜、羽生ふじ高等学園と同様に一般就労100%を目指す。そのため、きめ細やかな就労支援カリキュラムや施設の整備もある。定員を設け、入学選考で一定ラインに達していなければ不合格とするよう考えている。

Q. 奥田委員

不合格となった子供たちは普通学科に行くことができるのか。

A. 特別支援教育課長

180人の定員は、しっかりと指導していけば

7 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年7月11日

委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。

御意見を願います。

村岡委員

私どもは議請第9号、10号について討論を行いたい。その理由は、前回も申し上げたが、埼玉県議会で討論を原則行わないと決めた大きな理由が、繰り返し同様の趣旨の請願が出されたということだと記憶している。そういう点では、今回の9号、10号は初めて出された内容の請願である。それに照らせば、ぜひ賛成であれ、反対であれ、意見を本会議場で発言することが大事である。何よりも内容が、岩手県議会を含めて全国で160以上の自治体で反対もしくは慎重な審議を求めるとの意見が挙げられているものである。また、世論調査でも6割以上が閣議決定の撤回を求めている。埼玉県議会で、賛成、反対のそれぞれの立場から堂々と論戦をすべきであり、ぜひ、討論を認めていただきたい。

小島委員

請願に対する討論は、原則行なわないことを申し合わせており、今回の請願についても討論を行う特段の必要はない。あえて本会議で討論を行う必要は全くないと考える。

高木委員

私たちは6号、9号、10号の討論を行いたい。先ほど村岡議員も発言していたが、原則とは何

かという議論を踏まえると、繰り返し出てきてないものは認めるということが、逆に考えられるのではないか。かつ、本県議会は委員会の議事録を一般県民が見られる状況ではないため、委員会でどういう討論が行われて請願の採択、不採択がそれぞれの会派から主張されて決定したかが分からないため、ぜひ本会議で討論をすべきと考える。

権守委員

公明党としては、討論の必要は特段ないと考えている。

野本委員

一言発言させていただく。請願について討論をするということは、議案提出権との関係で問題がある。議会の議案提出権は厳密に規定されているが、請願は委員会で審査されたことで、直ちに本会議で議案と同じ条件で討論を行うということになり、議案の提出権とのバランスが取れないと思う。議案提出権は議員8人以上だが、請願の提出は紹介議員が1人でもでき、それを本会議で討論すると、10でも20でもできることになる。それでは議案の提出権とのバランスが取れていない。討論はどうしても必要なものだけ行い、何度も繰り返しやるようなものについては避けるべきであり、反対する。

委員長

それでは、御意見を伺ったが、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

了 承

8 知事提出議案に対する反対討論

2014年7月11日

日本共産党埼玉県議団の奥田智子です。

党を代表して知事提出議案に対する反対討論を行います。

はじめに、第53号議案「第2期埼玉県教育振興基本計画の策定について」の修正案と修正案を除く部分についてです。まず修正案を除く部分についてです。本来基本計画のような中長期計画は執行権の範囲として議会の案件としてなじまないというのが、党県議団の立場です。しかし議決に当たっては、これまでの党の主張との整合性をはかり、反対をするものです。反対の第1は「21世紀いきいきハイスクール構想」に基づき県立高校を、全日制で19、定時制で14校減らしてきましたが、今後もこの県立高校の再編整備を行うとしていることです。経済悪化により、公立高校への進学希望が高まっているにも関わらず公立高校を減らすことは認められません。第2は全国一斉学力・学習状況調査について正答率の向上を指標に定めていることです。全国一律のテストは、国連人権委員会からも日本の教育の過度に競争的だと指摘された風潮をさらに加熱させるものであり、真の学力向上にはつながらないからです。

続いて、修正部分についてですが、2月定例会で審議日程を残しながら継続と決し、3カ月の基本計画の不在を生み出しました。そして今定例会の文教委員会に於いて修正案が可決され、基本計画も可決に至ったわけですが、防災体制の強化にしても、「5か年計画」の指標にしても、原案や上位計画にあるものをあえて強調するだけの内容です。原案で述べた計画の問題点をなんら修正するものではなく、反対いたします。

次に知事提出議案第90号議案「埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を

改正する条例」についてです。本議案は、法人県民税を引き下げ、国税である地方法人税にあてるものです。その狙いはこの4月の消費税増税によって、広がった地域間格差を是正するため、この地方法人税を地方交付税の原資とすることです。反対の理由は、消費税の増税で広がった地域間格差を、地方自治体の負担によって是正するものだからです。

これまで繰り返し申し上げてきましたが、消費税は所得が低いほど負担が重いという個人間の格差を拡大するものでありますが、同時に、法人が集中し消費が盛んな東京都や愛知県など都市部と、地方の格差も大幅に拡大する、最悪の不公平税制です。

国民の反対の声を押し切って、8%への増税を決めたうえに、その結果広がってしまった地域間格差を、都道府県の税金を財源にして是正するのは、全く理屈が通りません。しかも、安倍自民党・公明党内閣は、来年度消費税率を10%へ引き上げようとしています。これによってさらに、地域間格差は広がるのは必至であり、また地方の財源で是正することになるなど、言語道断です。

地域間格差を問題とするのであれば、そもそもの消費税増税を撤回するのが筋です。まして、来年度の10%への増税など絶対に許されません。

消費税の増税によって「レシートを見るたび憂鬱になる」「レジスターの更新ができないので、これを機会にお店を廃業する」など県民の悲鳴が上がっています。日本共産党は国民のみなさんとともに、増税路線ストップのために全力を尽くす決意を表明し、私の討論を終わらせていただきます。

9 議員提出の意見書・議案に対する反対討論

2014年7月11日

日本共産党の村岡正嗣です。

議第20号議案「憲法改正案の早期作成を求める意見書」について、反対の立場から討論します。

67年前に施行された日本国憲法は、侵略戦争の反省に立ち、再び戦争の惨禍が起こることのないよう決意し、国民主権、戦争放棄、基本的人権の尊重など、世界に誇るべき優れた内容となっています。

戦後の日本は、憲法9条があったからこそ、海外の戦争に一切加担することなく、平和国家として国際社会から信頼を得てきました。施行以来、憲法が一度の改定も行われなかったのは、正に憲法の諸原則が国民の願いに沿ったものであり、改憲を許さない国民の不断の闘いがあったからであります。

本意見書案は、国会に対し、憲法改正案を早期に作成することを求めています。憲法改正の焦点が憲法9条の改悪にあることは明白です。先日、安倍自公政権は、国民多数の反対を押し切り、解釈改憲により集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行しました。これは立憲主義の否定であり、海外での武力行使を禁じた憲法九条を事実上なくすに等しい暴挙であります。

さらに、明文改憲によって憲法9条そのものを改悪し、海外で戦争できる国づくりに全面的に踏み出すことなど、断じて許されません。領土問題や北朝鮮問題など、東アジアをめぐる厳しい情勢がありますが、この地域では、東南アジア友好協力条約など、軍事同盟によらない紛争の平和的解決の枠組みづくりを進める新たな流れが大きく広がっています。軍事的抑止力に依存した安全保障の強化という考え方は、もはや時代遅れと言うべきもので、国際間の緊張を高めるものでしかありません。対話と信頼醸成

に立脚した外交努力によって様々な紛争を解決すること、日本が憲法9条を生かした外交で東アジアの平和の共同体づくりにイニシアティブを発揮してこそ、諸問題の解決が図られると考えます。

したがって、今、国会がやるべきことは、9条をはじめとした憲法の基本原則が全面的に生かされる政治を実現することにあります。憲法改正案を早期に作成することではありません。

以上、強く申し述べ、私の反対討論といたします。(拍手起こる)

○長峰宏芳議長

ほかに発言通告がありませんので、討論は終了いたしました。

10 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属						
									佐久間	中村	醍醐	岡下		中原	
第53号議案	「第2期埼玉県教育振興基本計画の策定について」の修正案	×	○	×	×	○	×	×	○	欠	×	×	×	×	可決
第53号議案	「第2期埼玉県教育振興基本計画の策定について」(修正部分を除く。)	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第88号議案	平成26年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第89号議案	職員の配偶者同行休業に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第90号議案	埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第91号議案	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第92号議案	埼玉県母子福祉センター条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第93号議案	埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第94号議案	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第95号議案	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第96号議案	工事請負契約の変更契約の締結について(西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)新築工事(その1))	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第97号議案	工事請負契約の変更契約の締結について(西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)新築工事(その2))	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第98号議案	工事請負契約の変更契約の締結について(西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)電気設備工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第99号議案	工事請負契約の変更契約の締結について(西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)機械設備(空調)工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第100号議案	財産の交換について(さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番1内土地とさいたま市大宮区下町3丁目8番3土地)	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第101号議案	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第102号議案	中核市の指定に係る申出の同意について(越谷市)	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第103号議案	埼玉県公安委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	同意

議員提出議案（意見書・決議）に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属						
									佐久間	中村	醍醐	日下部		中原	
議第10号議案	地下鉄7号線の早期延伸と埼玉スタジアムまでの先行整備を求める決議	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第11号議案	警察官の増員を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第12号議案	特殊詐欺の撲滅に関する決議	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第13号議案	ラグビーワールドカップ2019の埼玉県招致に関する決議	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第14号議案	「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第15号議案	軽度外傷性脳損傷（MTBI）の判定方法及び労災認定基準に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第16号議案	子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第17号議案	北朝鮮による拉致問題の一刻も早い全面的な解決を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第18号議案	認知症高齢者の権利擁護に関する対策の充実を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第19号議案	健全な森林整備及び林業・木材産業の再生に必要な財源の確保を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第20号議案	憲法改正案の早期作成を求める意見書	×	○	×	×	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決

11 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

- ・ 解釈改憲による集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう求める意見書
- ・ 大雪被害からの早急な農業再建のために、農業支援制度の円滑で確実な実施を求める意見書
- ・ 医療・介護の改悪となる「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の廃止を求める意見書

解釈改憲による集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう求める意見書（案）

安倍自・公政権は7月1日、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を強行した。

今回の閣議決定は、「憲法9条もとは海外での武力行使は許されない」という従来の政府見解を百八十度転換するものである。長い国会論戦を積み重ねて定着・確定してきた憲法解釈を一内閣の閣議決定で覆すことは立憲主義を根底から否定するものであり、到底許されない。

集団的自衛権の行使容認により、日本が武力攻撃を受けていなくとも、自衛隊がアメリカ軍とともに他国の戦争に参戦できる国づくりに踏み出すこととなった。その結果、憲法9条の歯止めによって他国の人を一人も殺さず、一人の戦死者もだすことはなかった自衛隊は、アメリカの戦争のために血を流し、他国の人々に銃口を向けるものとなる。政府は

集団的自衛権の行使容認はあくまで「限定的」なものにすぎないというが、その範囲は政府の判断次第で広がる可能性があり、とても歯止めと言えるものではない。

マスコミの世論調査では、集団的自衛権の行使容認について、反対意見が6割に迫り、反対の世論は広がる一方である。6月28日現在で、157の地方議会から解釈改憲に反対する意見書、決議が上がっており、その数は今も増え続けている。

よって、政府は国民多数の声に真摯に耳を傾け、憲法尊守の立場に立ちかえり、集団的自衛権行使容認の閣議決定をすみやかに撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大雪被害からの早急な農業再建のために、農業支援制度の円滑で確実な実施を求める意見書（案）

今年2月の記録的大雪による甚大な農業被害を受けて、国は農業用施設の撤去・再建に対する支援制度を決定し、各自治体で申請手続きが始まっている。しかしながら、被害農家からは、いまだに撤去費用の助成金すら受け取れないとの訴えとともに、迅速な助成金の支給、申請手続きの簡素化、助成対象の拡大などを求める声

があがっている。国の支援制度ができたものの、実際には被害農家の多くがいまだに助成金支給の見通しすらもてず、農業再建にはほど遠い状況となっている。

また、大規模な被害をうけた県内自治体では、限られた職員体制のなか膨大な事務作業により申請手続きがなかなか進まない状況もうまれて

いる。

よって、国においては、農業支援制度が円滑に実施され、すべての被害農家が確実に再建できるように以下の措置を講じることを強く求める。

一、撤去費用については一刻も早く助成金を支払うとともに、再建のための助成金は仮払いも含めスピード感をもって円滑に支給できるように指導・援助すること。

一、すべての被害農家が確実に再建できるように、支援制度を単年度だけではなく、複数年度でも実施できるように被災農家向けの支援

事業を継続すること

一、土地の貸借やリース施設で農業を営んでいた被害農家は助成対象から除外されているが、国の方針にそって農地貸借によって規模拡大をすすめてきた経緯からも、自営農家と同様の支援策を講じること

一、申請内容の審査など手続きを迅速化するため、人的な支援も含め被害規模の大きな被災自治体への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

医療・介護の改悪となる「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の廃止を求める意見書（案）

今通常国会に於いて「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法案」が可決成立した。これは、医療・介護の大改悪であるという内容の面からも、審議過程の問題点からも認めることのできない法律である。

内容の第一は、高齢者5人に1人が対象となる介護サービス利用料負担の1割から2割への引き上げである。介護の必要な高齢者の生活への大打撃であり、利用抑制を生みかねない改悪である。第二は、要支援1、2の高齢者が利用する訪問介護や通所介護を、介護保険サービスの対象から切り離し、市町村ごとの事業に移すことであり、これは、どこでも平等に介護サービスを受けられる国民の権利を覆すものである。第三は、特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上に限定することである。現在特別養護老人ホームへの入所を待ち望む多数の待機者に、重い介護負担を引き続き背負わせるものである。

第四に、医療の面からも、都道府県主導で無理やり病床の再編・削減を進める改悪が盛り込まれ、従わない病院には制裁措置も検討されていることは言語道断である。

政府は持続可能な社会保障制度の確立を図るとしている。しかしこの法律の施行によって、介護難民・医療難民が多数生み出され、その結果、重症化が広がり、かえって医療・介護保険の財政悪化を招くことは必至である。

手続き上も、医療と介護という重要な分野に関わる法律が、関連法として19本一括で審議に付されたことは、国会の審議権の侵害といわざるを得ない。また、高齢者の収入が、年間60万円以上支出を上回るという試算が、介護保険料2割への負担増の唯一の根拠であったが、試算の誤りを指摘され根拠が撤回されたにもかかわらず、法案が無理やり可決されたことも認めることはできない。

政府は、憲法25条にもとづき社会保障の制度の拡充に責任を持ち、国民の生存権を保障する政治に転換すべきである。したがって、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律」廃止を強く求めるものである

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

12. 声明・談話

記者発表

2014年7月11日

日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

県議会6月定例会をふりかえって

一、本定例会における重大な問題は、自民党から「憲法改正案の早期作成を求める意見書」が自民党から議員提案されたことである。審議された本会議には多数の県民も傍聴に訪れ、経過を見守った。党県議団は「施行以来、憲法が一度の改定も行われなかったのは、まさに憲法の諸原則が国民の願いに沿ったものであり、改憲を許さない国民の不断のたたかいがあったからであります。」「東アジアをめぐる厳しい情勢がありますが、日本が憲法9条を生かした外交で東アジアでの平和の共同体づくりにイニシアティブを発揮してこそ、諸問題の解決が図られると考えます。」と討論し反対した。同意見書は自民党と刷新の会の賛成で可決された。その後、埼玉憲法会議、秘密保護法の撤廃を求める埼玉の会は、抗議声明を発表し、JR浦和駅前で党県議団とともに宣伝行動を行った。

また、県民から提出されていた集団的自衛権行使容認を閣議決定しないよう求める2件の請願は自民党・公明党・刷新らにより不採択と決定された。党県議団は、議会運営委員会で請願採択にあたっての討論を求めたが自民・公明により「特段討論する内容ではない」との理由から認められなかった。請願討論の封殺は議会制民主主義に照らして許されない。

一、本定例会には149億752万円の一般会計補正予算はじめ、埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例など、17件の知事提出議案と11件の議員提出議案が提出され、全てが可決・同意された。

一、補正予算は、2月の大雪被害により倒壊した農業用ハウス等の解体・撤去、再建・修繕に要する経費の助成が主な内容である。こうした支援を評価するものであるが、現場では「助成制度の情報が農業者に届かない」「手続きが難しすぎて申請をあきらめた」「申請をしたのに未だ撤去費用も支給されない」など、再建にはほど遠い現状がある。党県議団は定例会開会に先立つ6月13日に、埼玉県に対し申請手続きの簡素化や情報の周知徹底を図るよう申し入れた。

一、知事提出議案のうち、反対した議案は3本である。

第一は「第2期埼玉県教育振興基本計画の策定について」の修正案を除く部分について、本来基本計画のような中長期計画は執行権の範囲として議会の案件としてなじまないというのが、党県議団の立場であるが、議決に当たっては、これまでの党の主張との整合性をはかり、県立高校の統廃合や全国一斉学力テストの実施により反対した。第二に修正部分については、原案や上位計画にあるものをあえて強調するだけであり、計画の問題点をなんら修正するものではなく賛成できない。2月定例会で審議日程を残しながら継続と決し、3カ月の基本計画の不在を生み出したことに猛省を求めたい。

第三の「埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、消費税の増税で広がった地域間格差を、地方自治体の負担によって是正するものであり、認めら

れない。国民の反対の声を押し切って、8%への増税を決めたうえに、その結果広がってしまった地域間格差を、都道府県の税金を財源にして是正するのは、全く理屈が通らない。地域間格差を問題とするのであれば、そもそもの消費税増税を撤回するのが筋であり、まして、来年度の10%への増税など絶対に許されない。

一、福祉保健医療委員会では、県立小児医療センター移転後の跡地利用についての案が報告された。

①病院が患者の中から171人を選び出し、その人たちに必要な医療機能を残す②重症心身障害者の在宅ケア支援施設のために、跡地売却・貸し付けを検討するという内容に、患者家族や現センター周辺住民から疑問の声が寄せられている。県は患者家族説明会を開催し、意見を取り入れるとしているが、地元住民対象の説明会も早急に開催すべきであると、党県議団は主張した。

一、知事提出議案「財産交換について」は、さいたま市大宮区役所の移転に伴い県有地と市有地を交換するものであった。報道によれば、自民党県議団が地下鉄7号線延伸と浦和区美園への病院誘致を一体ととらえたうえで、「同県議団は当初、埼玉スタジアムまでの7号線先行整備案に自民党さいたま市議団に同一歩調を取らない限り、土地交換議案を継続とする構えを見せていた」とある。土地交換議案は、付託された総務県民委員会では全会一致で可決されたが、その場で自民党より付帯決議が提出された。付帯決議は、土地交換と総合病院誘致、地下鉄7号線延伸事業の重要性を強調した上で、県とさいたま市の「適切な連携」を求めたものであるが、党県議団は「土地交換議案と、総合病院など直接関係がない」として付帯決議に反対した。報道内容の真偽、付帯決議の意味について自民党は県民に説明する責任があると指摘したい。

一、閉会日の代表者会議で、議長より、9月定例会において「埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の改正を行いたい旨表明され、同定例会中に協議が行われることになった。党県議団は、定数はじめ、格差是正、逆転区改善など県民の声を正しく反映する公正な選挙区割りについて、我が党の見解を近々公表したい。

以上

要望・申し入れ・談話

農林水産大臣
林 芳 正 様

2014年7月16日
日本共産党埼玉県委員会
大雪災害対策本部
本部長 荻原 初男
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳下 礼子

大雪被害からの早急な農業再建を図るための要望書

今年2月の記録的大雪による甚大な農業被害を受けて、農産物の生産に必要な施設等の再建・修繕及び撤去に対する助成など、国において従来にない手厚い支援策が講じられ、現在、各自治体で助成金支給に係る手続きなどが進められているところです。

しかしながら、被災から5カ月になるにもかかわらず、被害農家から「申請書類が難しい」とか「いまだに撤去費用の助成金すら受け取れない」など、申請手続きの簡素化や迅速な助成金の支給、助成対象の拡大などを求める切実な要望が数多く寄せられています。また、大規模な被害をうけた自治体のなかには、限られた職員体制のなか膨大な事務作業に追われ、申請手続きがなかなか進まない状況も生じています。

よって、国におかれましては、農業再建に係る支援制度が円滑に実施され、すべての被害農家が確実に再建できるよう以下の措置について検討されますよう強く要望致します。

- 一、撤去費用については一刻も早く助成金を支払うとともに、再建のための助成金は仮払いも含めスピード感をもって円滑に支給できるよう関係機関への指導・援助を強めること。
- 一、すべての被害農家が確実に再建できるように、支援制度を単年度だけではなく、複数年度でも活用できるように被害農家に対する支援事業を継続すること。
- 一、土地の貸借やリース施設で施設園芸を営んでいた被害農家は助成対象から除外されているが、国の方針にそって農地貸借による規模拡大をすすめてきた経緯に照らして自営農家と同様の支援策を講じること。
- 一、申請内容の審査などの手続きを迅速化するため、申請書類の簡素化などあらゆる措置を講じること。
- 一、小トンネル（小型ハウス）栽培農家の被害に対しても、再建のための支援策を講じること。
- 一、一社の見積もりでも申請できることを、すべての被害農家に伝わるよう関係機関を通じて周知徹底を図ること。

以上

県政資料・第122号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2014年 6月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

